

部会ニュース「7-50」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

## ▼目次

---

1. 医療・福祉の正社員数、減少の割合が増加上回る
  2. 地域医療介護総合確保基金の対象に4事業を新設 厚労省
  3. 協力医療機関との連携、高齢者施設へのマッチング検討へ 厚労省
  4. 介護保険、利用者負担の引き上げに賛否 社保審・部会
- 

### 1. 医療・福祉の正社員数、減少の割合が増加上回る

- ・厚生労働省は、医療・福祉分野で3年前より正社員の人数が減った事業所の割合は増えた事業所を6.1ポイント上回ったとする調査結果を公表した。正社員以外でも労働者比率が増えた事業所より低下した事業所の割合の方が多いため、その差は0.1ポイントと僅差だった。
- ・厚労省は9月26日、製造業や情報通信業、医療・福祉など16大産業で正社員と正社員以外の就業状況などを把握する「就業形態の多様化に関する総合実態調査」の2024年の結果を公表した。調査は1994年から不定期に実施しており、事業所と労働者個人を対象にした2つの調査を行っている。前回調査は2019年に実施した。
- ・24年の事業所調査では24年10月1日時点の状況について聞き、全国の8,820事業所が回答（有効回答率50.6%）。  
「医療・福祉」分野で3年前よりも正社員の人数が減少した事業所は、増加した事業所を6.1ポイント上回り、28.3%を占めた。
- ・3年前に比べ正社員以外の労働者比率が低下した事業所は17.6%。こちらも労働者比率が上昇した事業所を上回ったものの、その差は0.1ポイントにとどまった。
- ・3年前から正社員以外の労働者比率が上昇した事業所にその就業形態を複数回答で聞いたところ、最多は「パートタイム」で82.3%。次いで、「嘱託社員（再雇用含む）」が9.2%、「派遣労働者（受け入れ）」5.9%など。
- ・正社員以外の労働者比率について、今後の予測を聞いたところ、「上昇する」とした事業所が11.8%で、「低下する」という回答を2.3ポイント上回った。「ほとんど変わらない」という回答は最多の55.0%を占め、「わからない」という回答も19.6%あった。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○令和6年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keitai/24/index.html>

## 2. 地域医療介護総合確保基金の対象に 4 事業を新設 厚労省

- ・厚生労働省は、地域医療介護総合確保基金の対象に 4 事業を新設すると「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」の一部を改正し、9 月 24 日付で都道府県に通知した。少子・高齢化に伴う介護需要の変化に柔軟に対応するため、介護事業所の建て替えや転換などの整備を促す。
- ・通知によると、現在基金が対象としている介護施設の整備に関する事業に、老朽化した介護事業所の建て替えなどを促すため、都道府県が公用地に建て替え期間の代替施設を整備する事業を加えた。移転用地の確保が困難な大都市での実施を想定している。
- ・このほか、都市部での介護需要の増加に対応するため、定員 29 人以下の地域密着型の介護施設などを定員 30 人以上の広域型に転換する事業や、中山間・人口減少地域での介護需要の減少に対応するため、介護事業所のダウンサイジングに向けた整備事業も新設した。
- ・また、介護事業所の集約や再編を支援するため、移転も含めた 2 カ所以上の介護事業所の合築や併設などの整備も対象事業とし、介護需要の変動に対する柔軟な対応を推進する。
- ・通知ではほかに、助成金の交付申請時にあらかじめ仕入れに伴う消費税分などを減額して申請できるとする取り扱いも示した。これは、事業完了後に返還が必要な仕入控除税額を助成金の交付申請時に減額できるようにすることで、事務手続きの簡素化を図るもの。
- ・助成金は、消費税制上で不課税売上に該当するものの、事業の実施に当たり課税仕入れを行った場合、確定申告で仕入税額を控除できる。そのため、事業完了後に仕入控除税額が確定した場合は都道府県に報告し、返還しなければならない。
- ・2024 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」では、仕入控除税額の返還に伴う事務手続きを簡素化し、事務負担の軽減を図る方針が示された。これを踏まえて厚労省は、控除金額が明らかな場合にあらかじめ減額して助成金の申請ができるよう関連通知の一部を改正した。  
通知で示した内容は、25 年 4 月 1 日にさかのぼり適用するとした。

※詳細は下記資料をご参照ください。

### ○介護保険最新情報 Vol.1423

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

令和 7 年 9 月 24 日 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001568019.pdf>

### 3. 協力医療機関との連携、高齢者施設へのマッチング検討へ 厚労省

- ・厚生労働省は9月29日、第10期介護保険事業（支援）計画（2027－29年度）に向けて協力医療機関との連携が図れていない高齢者施設へのマッチングなどを検討していく方針を社会保障審議会の介護保険部会で示した。地域で医療や介護を総合的に確保するための基本的な方針に基づく「協議の場」で議論し、実効性の伴う開催時期を含め必要な見直しを行う方針。
- ・また、慢性期の患者像が一部重複する療養病床や在宅医療、介護保険施設といったサービスがどのような受け皿となっていくかに加え、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護DB）などに基づく地域の医療・介護提供体制に関する課題も検討する。
- ・24年度介護報酬改定では、施設などに入所する高齢者の急変時の対応を念頭に、協力医療機関と連携して常時相談や常時診療、入院の受け入れの体制の確保を、3年間の経過措置を設けて介護施設に義務付けた。
- ・ただ、協力医療機関が確保できていない施設が一定程度あるほか、確保の状況は地域ごとに差があるという指摘がある。そのため厚労省は、協力医療機関の確保が進んでいない地域では、地域医療構想調整会議を活用して協力医療機関の役割を担う医療機関を調整することも含め検討することが重要だとしている。
- ・厚労省はこの日の会合で、第11期介護保険事業（支援）計画以降の中長期的な検討の方向性も示した。主な検討事項は、▽医療と介護それぞれの40年の見込み量や地域での医療・介護の在り方▽広域な医療・介護提供体制の必要性▽入退院支援での医療と介護の連携といった地域の実情に応じた課題など。新たな地域医療構想の策定スケジュールも踏まえながら、これらの事項を医療介護総合確保方針に基づく「協議の場」で議論する。
- ・一方、40年に向けた医療・介護連携に関する提供体制について本格的に議論していくため、圏域単位などで調整・協議する場をつくることも検討する。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第125回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和7年9月29日（月）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_64004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64004.html)

#### 4. 介護保険、利用者負担の引き上げに賛否 社保審・部会

- ・社会保障審議会・介護保険部会は9月29日の会合で、給付と負担の在り方を改めて議論し、65歳以上の1号保険料の負担や、自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判断基準の見直しに賛否の声が上がった。引き続き議論を重ね、年内にも取りまとめを行う予定。
- ・この日の介護保険部会では、1号保険料の負担や一定以上の所得の判断基準の見直しに加え、▽ケアマネジメントの利用者負担▽要介護1・2の軽度者への生活援助サービスの地域支援事業への移行などを改めて議論した。
- ・このうち、1号保険料負担の在り方は早急に結論を得ることとされているのに対し、ケアマネジメントへの利用者負担の導入や、軽度者への生活援助サービスの地域支援事業への移行に関しては2026年度までに結論を出す。
- ・意見交換で和田誠委員（認知症の人と家族の会代表理事）は、利用者負担の拡大は物価高などで生活が苦しい高齢者世帯の家計を直撃し、介護サービスの利用控えに直結するとして「断じて容認できない」と訴えた。また、ケアマネジメントの10割給付の維持を強く求めた。
- ・山際淳委員（民間介護事業推進委員会代表委員）は、介護サービスは長期にわたってサービスを利用し続ける場合が非常に多いと説明。その上で、「一定以上の所得の判断基準を見直し、2割負担の範囲を拡大すれば、利用控えが生じ利用者の状態悪化を招き、結果的に介護費用の増加につながる」と懸念を示した。
- ・一方、保険者の委員からは給付と負担の見直しを確実にを行うよう求める意見が出た。伊藤悦郎委員（健康保険組合連合会常務理事）は、「利用者負担の見直しは22年以降、3回も見送られている」と指摘し、早急に議論を重ねて見直す方向で結論を得るべきだと主張した。ほかに、「これ以上の結論の先送りにはできない」「スピード感をもって検討を進めるべき」だという意見もあった。
- ・介護保険部会では引き続き議論を重ね、年内にも取りまとめを行う。それを踏まえて政府が最終的な結論を出す見通し。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第125回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和7年9月29日（月）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_64004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64004.html)